

株式名義書換請求書(常任代理人用)

年 月 日

用)株式会社サハダイヤモンド・ツーリスト 御中

株式の種類	普通株式
名義書換請求 総株式数	株

上記の貴社株式につき会社法第133条第2項の規定にもとづき、共同して・単独で 名義書換を請求します。(単独でご請求の場合はご注意2.を参照のうえ必要書類を添付してご請求下さい。)

<現名義人>

株主 (現名義人)		〒 — 電話 — —	捺印※
	住所		
	氏名		
※法人の場合は商号、代表者役職名・代表者名をご記入下さい。			

常任代理人 (現名義人)		〒 — 電話 — —	捺印※
	住所		
	氏名		
※法人の場合は商号、代表者役職名・代表者名をご記入下さい。			

<新名義人>

株式取得者 (新名義人)		〒 — 電話 — —	捺印※
	住所		
	氏名		
※法人の場合は商号、代表者役職名・代表者名をご記入下さい。			

常任代理人 (新名義人)		〒 — 電話 — —	捺印※
	住所		
	氏名		
※法人の場合は商号、代表者役職名・代表者名をご記入下さい。			

※実印をご捺印いただき、発行後6ヶ月以内の印鑑証明書(原本)を添付のうえご提出ください。
 なお、日本国外居住者の株主様につきましては、常任代理人様のご捺印及び印鑑証明書(原本)をご提出いただくため、サイン可とさせていただきます。(本人を証明する書類をご提出下さい。)

(ご案内)

1. 株券廃止会社のため、株券を伴わない名義書換請求になります。
2. 単独請求の場合(相続・確定判決などによる場合)は、株主(現名義人)欄の押印は必要ありませんが、住所・氏名はご記入ください。この場合の添付書類については、別紙(取得者単独請求の添付書類)をご参照ください。
3. ご提出いただいた書類等の返却はいたしかねますので、ご了承下さい。
4. 名義書換手続後、新株主様に対して株主名簿記載事項証明書を郵送いたします。

(取得者単独請求の添付書類)

協議による相続の場合	イ. 被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本 ロ. 各相続人の戸籍謄本 ハ. 各相続人の印鑑証明書 ニ. 代理人がいる場合は、ハ. に代えて代理人の印鑑証明書および選任書謄本など、代理権を確認できる書類 ホ. 以下の手続書類 ① 相続手続依頼書 ② 法定代理人がいる場合は、法定代理人届 ③ 買取の場合は、単元未満株式・端株買取請求書	◇ 除籍者の記載のあるもの ◇ イ. の戸籍にない場合 ◇ 発行後 6 ヶ月以内のもの ◇ ロ. の戸籍で確認できる場合は不要 ◇左記②③は、各ケースに該当する場合にのみ必要
調停・審判による相続の場合	イ. 家庭裁判所の調停調書謄本または審判書謄本および審判確定証明書 ロ. 協議による相続の場合の添付書類のニ.、ホ.	
遺言による相続または遺贈の場合	イ. 遺言書謄本 (公正証書遺言以外の場合は、家庭裁判所の遺言書検認証明書も徴求) ロ. 被相続人の戸籍謄本 ハ. 遺言執行者がいる場合は、その印鑑証明書・資格証明書 (家庭裁判所の選任による場合は、選任調書も徴求) ニ. 協議による相続の場合の添付書類のニ.、ホ.	◇除籍者の記載のあるもの ◇遺言執行者がいる場合は不要
競売による場合	イ. 執行裁判所の権限付与書正本 (謄本) ロ. 競売調書 名義書換請求書には、競落人と執行官が連署してください。	
公売による場合	売却決定通知書または公売を証する書面	
合併による場合	承継法人の登記簿謄本 (抄本)	
分割による場合	イ. 承継会社 (新設会社) の登記簿謄本 (抄本) ロ. 会社分割契約書または会社分割計画書など、当該株式が承継されたことを証する書面	
国税物納による場合	物納許可書	
判決による場合	判決の正本または謄本	